

意見陳述書

2019年12月16日

富山地方裁判所 御中

原告 小嵐 喜知雄

1. 北陸電力の株主として、志賀原発の廃炉を求める

私は、北陸電力が志賀原発偏重の誤った経営方針を続けていることに対して、株主総会で被告ら取締役が志賀原発の問題点を直接指摘し、脱原発に転換させて会社経営を正常化させるために、株主として株主総会に毎年出席しています。

被告らは、北陸電力株式会社の代表取締役として、株主総会において何年にもわたって、「我が社の統治倫理の基本理念は『安全第一』である」と発言し続けており、私達株主も「安全第一」が当社運営の基本倫理であると信じ込まされてきました。しかし一方、志賀原発1号機の臨界事故の発生と隠ぺいをはじめ、雨水の流入その他の単純事故の数々の発生など、会社の説明に疑いの目を持たざるを得なくなるような事故・トラブルを繰り返し発生させています。

私は、本年6月26日の北陸電力第95回株主総会において、質問しました。「①テロ対策の工事を規制委員会の方から要求されているはずですが、これについて、いつごろまでにどれだけのお金をかけて対応されることになっているのでしょうか。②もう一つは、最上階にある使用済み核燃料プールに、上から飛来物が飛んで来た時は、どのような対策をするような計画になっておりますか。(以下略)」

それに対する被告・金井社長や石黒副社長の答弁は、誠実さのない答弁でした。以下は、北陸電力作成の議事録の抜粋です。

「代表取締役副社長石黒伸彦が、特定重大事故等対処施設の設置時期は原子力発電所本体の工事計画認可日から5年以内と定められており、現在検討中のため費用について回答できる段階でない旨、使用済み核燃料貯蔵プールについて、大規模損壊等への対策として可搬型設備をすでに準備している旨を回答した。(以下略)」

この被告らの答弁がいかにも不誠実であるかを含めて、私の意見を述べます。

2. 特定重大事故等対処施設（テロ対策施設）への説明拒否

原子力規制委員会は以前から、我が国の原子力発電所の安全性を高めるため、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し、放射性物質の放出を抑制するための施設として、各原子力発電所に「特定重大事故等対処施設」を設置するよう求めています。株主総会で何年にもわたり「志賀原発の早期の再稼働をめざす」と株主に説明している被告らは、当然ながら現段階での検討状況での対策費用の概算額や工事期間は把握しているはずであります。そこで私は今年の株主総会において「本施設をいつまでに、どれくらいの費用をかけて完成させるのか」と質問しました。志賀原発再稼働方針の被告らの経営方針の適否について、株主と

して検討し判断するために、必要な事項であると考えての質問でした。

ところが、被告・石黒伸彦副社長の答弁は「ただいま検討中で答えられない」というものでした。しかも、「本体の工事認可日から5年以内」と悠長なことを理由に挙げています。志賀原発が再稼動していなくても、テロ攻撃はいつ発生するか予測できません。ましてや再稼動が認可されて志賀原発が再稼動したら、直ちにテロ対策施設がスタートする必要があります。先送りが許されないにもかかわらず、株主に対する説明を拒否するのは、この施設が膨大な費用を要することを株主に知らせたくないということではないでしょうか。

3. 使用済み核燃料貯蔵プールへの飛来物対策への説明拒否

被告らも熟知のように、志賀原発1号機・2号機とも使用済み核燃料貯蔵プールは原子炉建屋の最上階（4階）に設置されています。この使用済み核燃料貯蔵プールは、上部からの鋼製飛来物に対して何ら予防策を講ずる構造になっていません。従って、鋼製飛来物が上空から飛来すれば、プール自体の破壊による冷却水の喪失や核燃料棒自体の破壊などにより、使用済み核燃料は核反応を連鎖的に起こし、過酷事故が発生することは自明の理であります。

我が国政府が呼び掛けて、Jアラートを発し、国民に避難訓練をするよう要請している現状を考えると、安全第一が北陸電力の基本理念であると明言しているのであれば、原子力規制委員会の要請の有無にかかわらず、使用済み核燃料プールの上部に、鋼製の飛来物があってもそれに対する防御策を取ることが必要不可欠となります。それには、その飛来物に対応できるよう、既存の原子炉建屋の上部に鋼製の構造物、それを支える柱の設置（既存の柱の補強で済まされるかどうかは不明）、それを支える地盤の補強工事が必要となり、膨大な費用の支出が想起されるはずで

ところが、被告・石黒伸彦副社長の答弁は「可搬型設備をすでに準備している」というものでした。しかし、福島原発事故では水蒸気爆発などでコンクリート製の原子炉建屋の屋根が破壊され、使用済み核燃料貯蔵プールなどがむき出しになりました。もし、飛来物がプールを狙った場合に、「可搬式設備」で対応できるはずもありません。株主に対して、問題を矮小化して、不都合な事実を隠して、不誠実で説明拒否をしていると言わざるを得ません。

4. 志賀原発で大事故が発生すると、広範囲に甚大な被害で、会社も倒産

原子力規制委員会の委員長は、「我々の審査は、絶対的な安全を保証するものではない。設置基準として定められている基準に従った各事項が、その基準を満たしているかどうかを判断しているだけである。」と何度も発言しています。仮に志賀原発が新規基準に係る審査に合格したとしても、志賀原発が安全で事故が発生しないと保証するものではないということです。しかも、住民の避難計画については、審査の対象にもなっていません。

もし志賀原子力発電所で万が一にも過酷事故が発生した時は、西から東へ吹く風によって、石川県、富山県、長野県、新潟県、群馬県、埼玉県、栃木県、

福島県、茨城県などに、放出された放射性物質が飛散落下し、その被害は想定することもできないほどの多額な金額にのぼり、とうてい北陸電力の負担しうる金額ではありません。北陸電力は破産するほかはなく、株価はゼロになり、我々株主にも多大なる犠牲が発生します。そのことを株主が被告らに株主総会で何度も指摘しても、被告らははぐらかしたり、いい加減な答弁を繰り返してきました。

5. 1日も早く、志賀原発運転差止め判決を期待します

以上、縷々述べた如く、志賀原発を運転し続けようとするのは、想定できないほど多額な費用が発生することが予想され、北陸電力の負担能力を大幅に上回ることは確実であります。1日も早く運転中止の方向に転換することが、会社のため、地域住民のため、また株主のためにも求められています。

しかし、私達株主や多くの住民が志賀原発の運転を取りやめるようにと北陸電力や被告らに求めているにもかかわらず、被告答弁書でも、志賀原子力発電所を推進するという代表取締役の主張する会社の方針が、大部分の株主から承認されたから推進するのだと反論しています。でも、被告らは株主に対して、志賀原発が破滅的な重大事故によって広範囲の住民に多大な被害をもたらし、（その可能性は十分ある）会社が破綻をきたして、我々の所有する株式の財産価値をゼロにするという可能性を、株主には知らせないで、志賀原発の再稼働をめざすと主張されています。これは、不都合な事実を知らせないという、株主に対する冒涇行為そのものであり、不都合な事実も明らかにしたうえで、株主総会で株主に経営方針の適否を問うことこそが、代表取締役のとるべき健全な会社運営の姿ではないでしょうか。

富山地方裁判所におかれては、このように本来あるべき会社運営からかけ離れた被告らの間違いを正し、会社と住民を破滅に至らしめる志賀原発の運転差止め判決を、1日も早く出されることをお願いいたします。

最後に一言申し上げます。被告らは答弁書の中で、私達原告の提訴について「訴権の濫用」と言っています。しかし、私達株主が何度も何度も株主総会で志賀原発の問題を指摘しても、被告らがはぐらかしたり不誠実な対応を繰り返したことが本訴訟の動機です。私は現在83歳ですが、進行性のがんと闘いながら、私の人生をかけて本件訴訟に取り組んでいます。それでもなお被告らが私に対して「訴権の濫用」と言い続けるのであれば、被告らの株主無視、人間性無視を被告ら自らが裁判所や社会全体に表明することになります。被告らに猛省と撤回を求めるとともに、裁判所の公正で良識ある訴訟指揮を期待します。

以上